

新興国の保護主義的な動きについて ～国際経済紛争解決に向けた WTOの戦略的活用～

2015年11月
経済産業省通商政策局
通商機構部
国際経済紛争対策室

1. WTO紛争解決手続き(DS)について
2. 主な個別紛争事案

1. WTOの役割: 紛争解決は3つの機能の中の1つの大きな柱

○WTOは以下3つの機能を果たし、多国間貿易体制の維持・強化を担う国際機関。紛争解決は3つの機能の中の1つの大きな柱。

- ①多国間交渉による市場アクセス・貿易ルールの改善(交渉機能)
- ②多国間による監視体制による保護主義的措置の抑止(監視機能)
- ③準司法的手続による貿易紛争の解決(紛争解決)

交渉機能



多国間交渉による市場アクセス・貿易ルールの改善(ラウンド交渉や、個別ルールごとの交渉)。

具体例

- 非農産品市場アクセス(NAMA)
- サービス貿易の自由化
- アンチ・ダンピング関連規律の強化
- 補助金規律の強化
- 政府調達協定の改定

監視機能



多国間での監視体制による保護主義的措置の抑止。

具体例

- アンチ・ダンピング委員会、補助金委員会、輸入ライセンス委員会、TBT委員会等、協定ごとの委員会において問題措置をマルチで議論。

紛争解決



準司法的手続による貿易紛争の解決。

具体例

- 二国間の貿易紛争を政治化させることなく、中立的な準司法的手続により解決。

2. WTO紛争解決手続の活用とルールメイキング

- 金融危機後、新興国を中心に国内産業保護・競争力強化等を標榜した保護主義措置が拡大。新規市場のビジネス環境に悪影響を及ぼし、自由貿易体制への信頼を損なうもの。
- これに対し、紛争解決手続の積極的活用を通じ、①保護主義的政策の防遏、②判例構築を通じた通商ルール形成・多角的貿易体制の補完、③他国への類似措置の拡散防止、等を図る。



ロシア

- ・12年9月、廃車税制度導入（14年1月制度改正）。



ウクライナ

- ・12年5月、自動車に対するSG措置を決定（13年4月発動）。



インド

- ・10年8月、一定以上の国産比率を満たした太陽光パネルに補助金交付する制度を導入。



中国

- ・10年7月、レアアース輸出枠を大幅削減。
- ・12年11月、日本産鉄鋼製品に対する不当なAD措置賦課。



インドネシア

- ・銅・ニッケル鉱石の国内精錬義務化（精錬前鉱石の輸出制限。14年1月施行）。
- ・ショッピングセンター等に対するローカルコンテンツ要求の実施。



ブラジル

- ・11年9月、自動車の内国税を約30%引上げ。12年10月、当該措置を5年間延長。

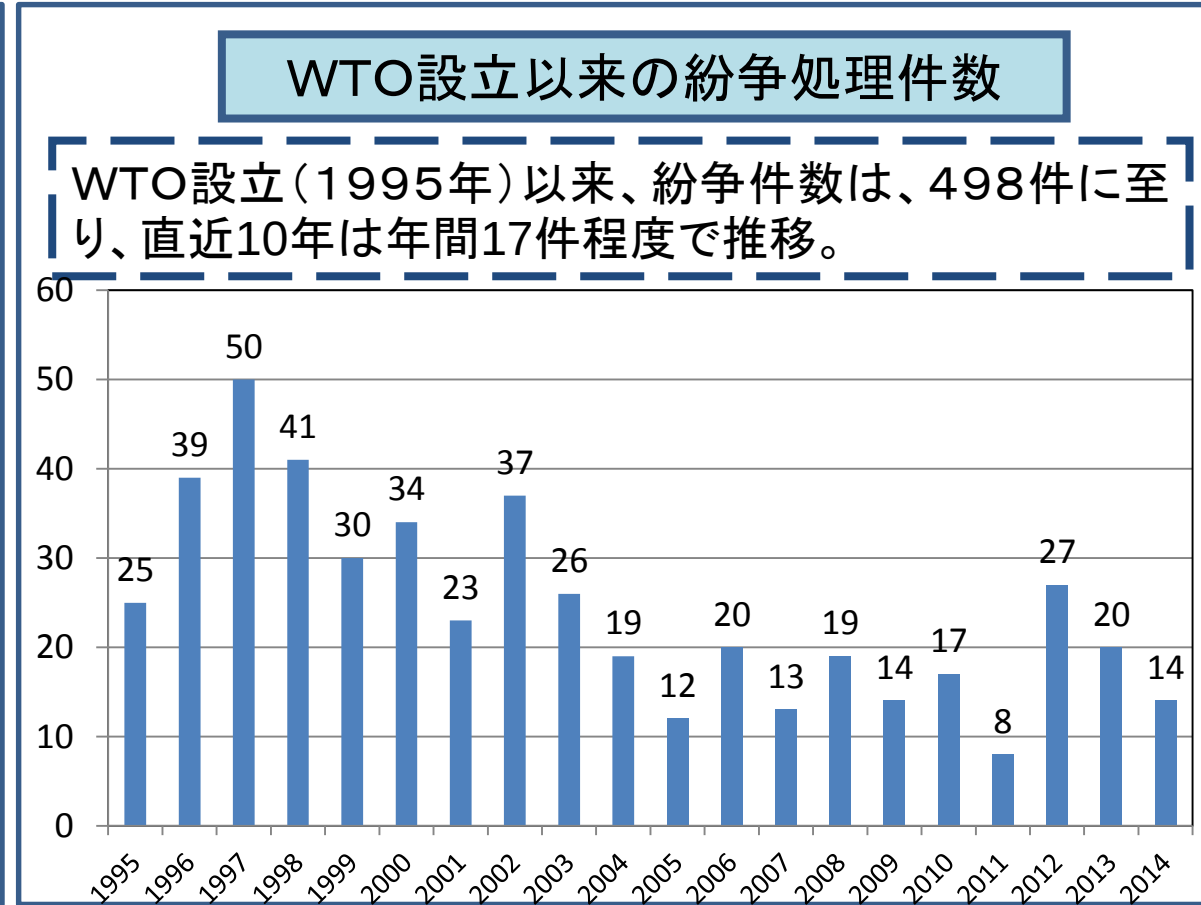
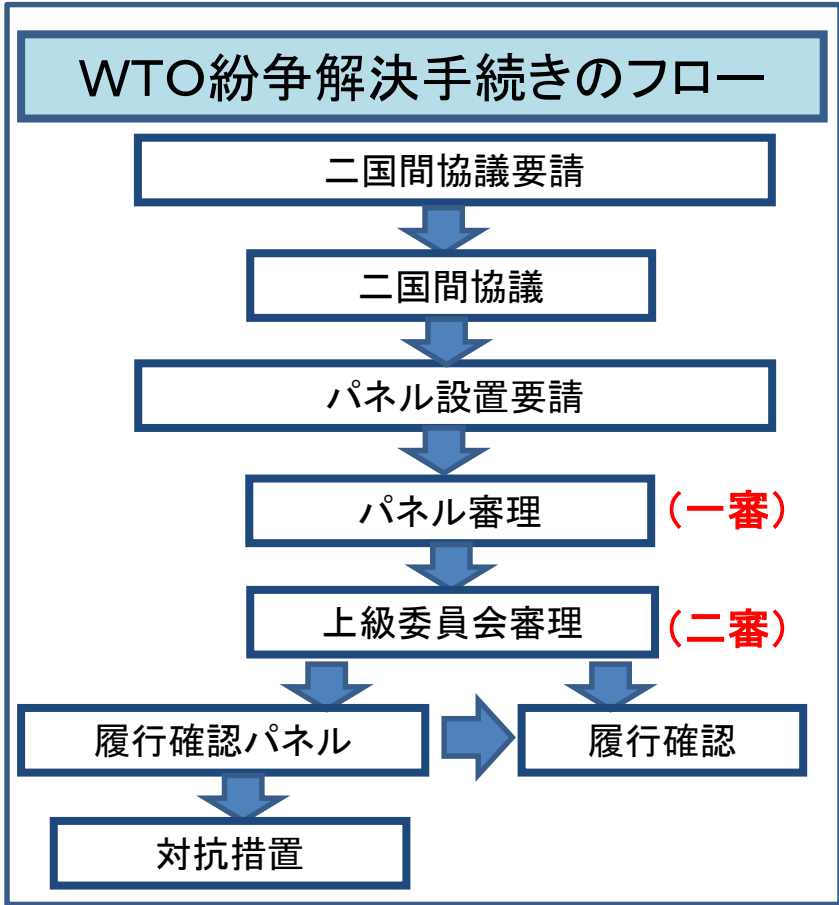


アルゼンチン

- ・08年以降、輸入申請制度（全品目対象）、輸出入均衡要求等により輸入を制限。

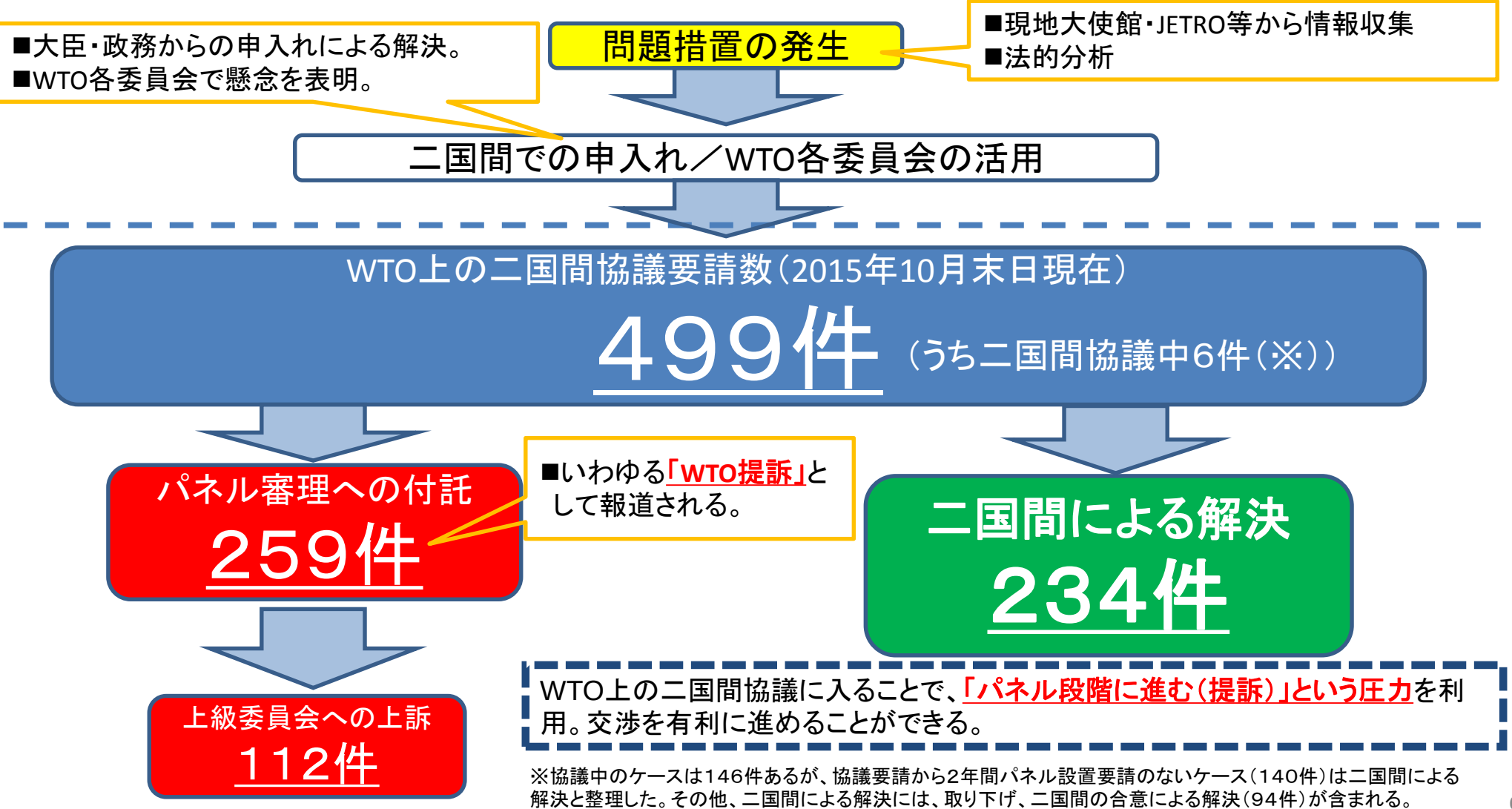
3. WTO紛争解決手続(DS)の現状

- WTO紛争解決手続は、国家間の通商問題の政治化を避け、国際的に合意されたルールに基づいて客観的な解決を図るシステム。
- 小委員会(パネル)、上級委員会という準司法的な二審制の第三者機関が、付託された法令・措置等のWTO協定整合性について審議を行い、違反が認められる場合にはその是正を勧告。是正を行わない場合には、対抗措置の発動が可能。



4. WTO紛争解決手続の実態

○世界の二国間貿易紛争は、WTOパネルの設置前に大半が解決している。
○2015年10月末日までに二国間協議要請があった499件のうち、約半数の234件がパネルの判断を待たずに解決されている。



5. WTO紛争解決手続の活用 ～「当事国」と「第三国参加」～

○日本企業に重大な影響があり、問題措置の撤廃が必要な場合は、紛争当事国として相手国の問題措置について法的な解決を求める(当事国)。

○喫緊の影響はないが、中長期的に日本企業の利害に関わる論点がある他国同士の紛争については、第三国として意見書を提出し、我が国の立場を述べる(第三国参加)。

紛争当事国



日本企業に重大な影響がある場合、当事国として、法的に争う。

当事国としての対応

- 当事国は、パネル・上級委員会において、法的主張を行う。
- 問題措置について、WTO違反の判断がなされた場合には、当該措置の撤廃を主張。相手国が撤廃しない場合には、協定上対抗措置を発動する権利を得る。
- 論点は多岐にわたるため正確な統計は存在しないが、一般に、提訴側は9割以上何らかの違反認定を得られる傾向にある。
- 対抗措置の権利を用いて、相手国の問題措置撤廃を強く促すか、あるいは実際に対抗措置を発動して権利・義務のバランスを図る(典型例は、関税引上げ(例:バード修正条項(紛争の結果、対米国でベアリング等の関税引上げ))。

第三国参加



第三国として、意見書を提出し、我が国の立場を述べる。

第三国としての対応

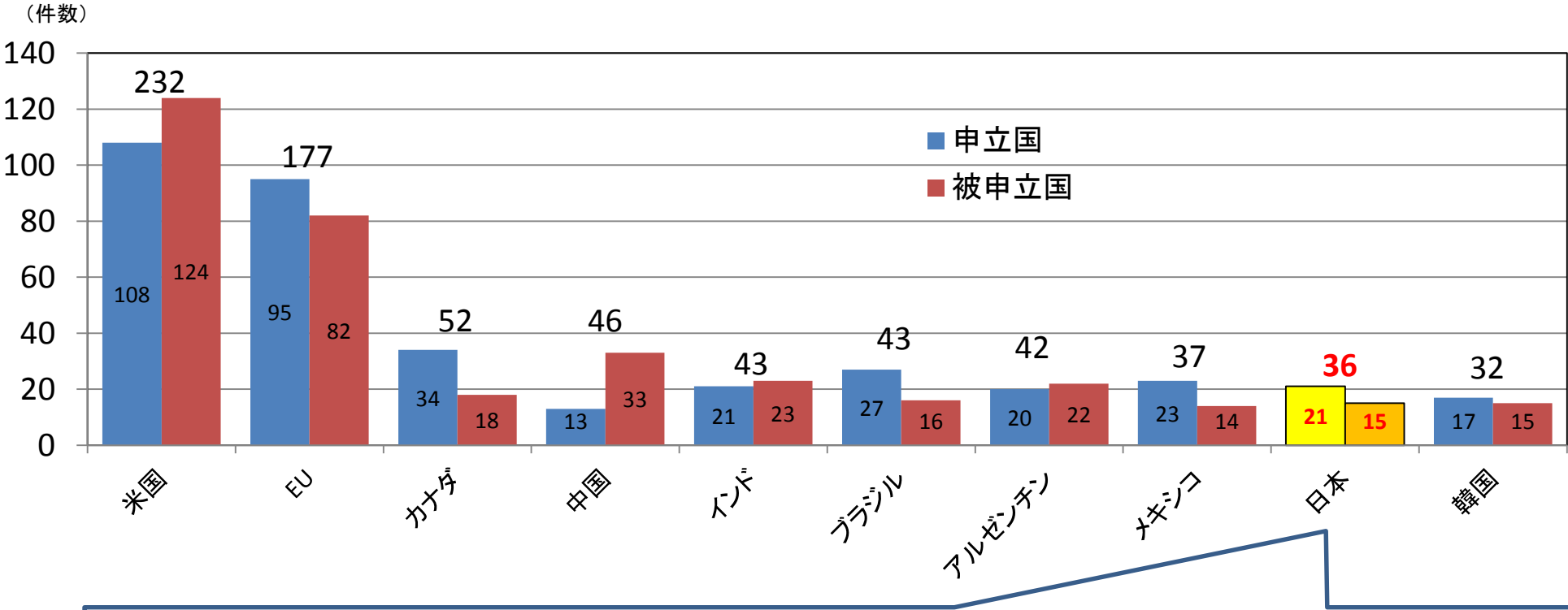
- 重要な論点に関して我が国の立場を述べる。
- 紛争当事国の提出書面の入手が可能。貴重な情報収集の機会として活用。
- 他方、対抗措置の権利等を得ることはできず、相手国に履行を求めることはできない点に限界がある。

<各国の第三国参加数(2015年10月末日現在)>

1. 日本: 157件、2. EU: 154件、3. 米国: 129件、
4. 中国: 128件、5. インド: 114件、6. カナダ: 108件、
7. ブラジル: 99件、8. 豪州: 94件、9. 台湾: 89件、
10. メキシコ: 75件

6. 各国のWTO紛争解決手続利用状況

- 二国間協議要請・被要請を合わせて、一番紛争解決システムを利用しているのは米国。
次いで、EU、カナダ。
- 途上国でありながら、ブラジル、アルゼンチン、メキシコ、インドは積極的に紛争解決システムを活用。
- 近年、要請・被要請とも、中国関連の事案が増加している(2001年のWTO加盟以来およそ15年にして、既に我が国を超える紛争案件数になっている)。



	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	合計
要請	1	3	1	1	2	1	0	2	0	1	0	0	0	1	0	1	0	3	2	0	2	21
被要請	4	4	3	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15

7. 我が国がWTO紛争解決手続に付託した事案

OWTO設立以来、我が国は、20件の国際経済紛争事案について紛争解決手続に付託し、争ってきた。係争中の2件を除く18件のうち、17件は我が国の主張に沿った解決がなされている。

OWTO協定の違反事例に対して是正を求めることは、我が国への不利益を除去するのみならず、協定の実効性を担保するためにも重要。

案件名	協議要請	パネル設置	報告書採択	結論
1. 米国通商法301条に基づく一方的措置(DS6)	1995.5	—	—	二国間合意により終了(1995.7)
2. ブラジル自動車政策(DS51)	1996.7	—	—	協議中断(ブラジルが事実上措置撤廃)
3. インドネシア自動車政策(DS55、64)※	1996.10	1997.6	1998.7(パネル)	我が国の主張容認
4. 米国の地方政府の調達手続問題(DS95)	1997.10	1998.10	—	パネル消滅(2000.2)(米国内で違憲判決)
5. カナダの自動車政策に係る措置(DS139)	1998.7	1999.2	2000.6(上級委)	我が国の主張容認
6. 米国の1916年アンチ・ダンピング法(DS162)	1999.2	1999.7	2000.9(上級委)	我が国の主張容認
7. 米国の日本製熱延鋼板に対するAD措置(DS184)	1999.11	2000.3	2001.8(上級委)	我が国の主張容認
8. 米国1930関税法改正条項(バード修正条項)(DS217)	2000.12	2001.9	2003.1(上級委)	我が国の主張容認
9. 米国サンセット条項(DS244)	2002.1	2002.5	2004.1(上級委)	我が国の主張容認されず
10. 米国の鉄鋼製品に対するセーフガード措置(DS249)	2002.3	2002.6	2003.12(上級委)	我が国の主張容認
11. 米国のゼロイング方式による不当なダンピング認定(DS322)	2004.11	2005.2	2007.1(上級委)	我が国の主張容認
“ (DS322)(履行確認パネル)	2008.4	2008.4	2009.8(上級委)	我が国の主張容認
12. EUのIT製品の関税上の取扱い(DS376)	2008.5	2008.9	2010.8(パネル)	我が国の主張容認
13. カナダ・オンタリオ州のローカルコンテンツ措置(DS412)	2010.9	2011.7	2013.5(上級委)	我が国の主張容認
14. 中国のレアアース等輸出制限(DS433)	2012.3	2012.9	2014.8(上級委)	我が国の主張容認
15. アルゼンチンの輸入制限措置(DS445)	2012.8	2013.1	2014.1(上級委)	我が国の主張容認
16. 中国の日本製高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD措置(DS454)	2012.12	2013.5	2015.10(上級委)	我が国の主張容認
17. ロシアの自動車廃車税制度(DS463)	2013.7	—	—	協議中断(2014年1月、措置是正)
18. ウクライナ自動車セーフガード措置(DS468)	2013.10	2014.3	2015.7(パネル)	我が国の主張容認
19. 韓国の日本産水産物等の輸入規制(DS495)	2015.5	2015.9		パネル設置
20. ブラジルの内外差別的な税制恩典措置について(DS497)	2015.7	2015.9		パネル設置

※「3. インドネシア自動車政策については1件としてカウント。」 9

8. WTO紛争解決メカニズムの評価

- 各国はWTO紛争解決手続を、二国間の通商紛争処理のための通常的手段(Business as usual)として積極的に活用。
- 中国の被要請33案件のうち23件は米・EUからの要請。中国が要請した13案件は全て米・EUに対する事案。
- WTO設立後(95年)、WTO協定に基づかない灰色措置や一方的制裁関税は、紛争解決手続で協定違反となるとの考え・実効が定着し、大国の「一方的措置」を封じ込めた。

アゼベド事務局長のスピーチ

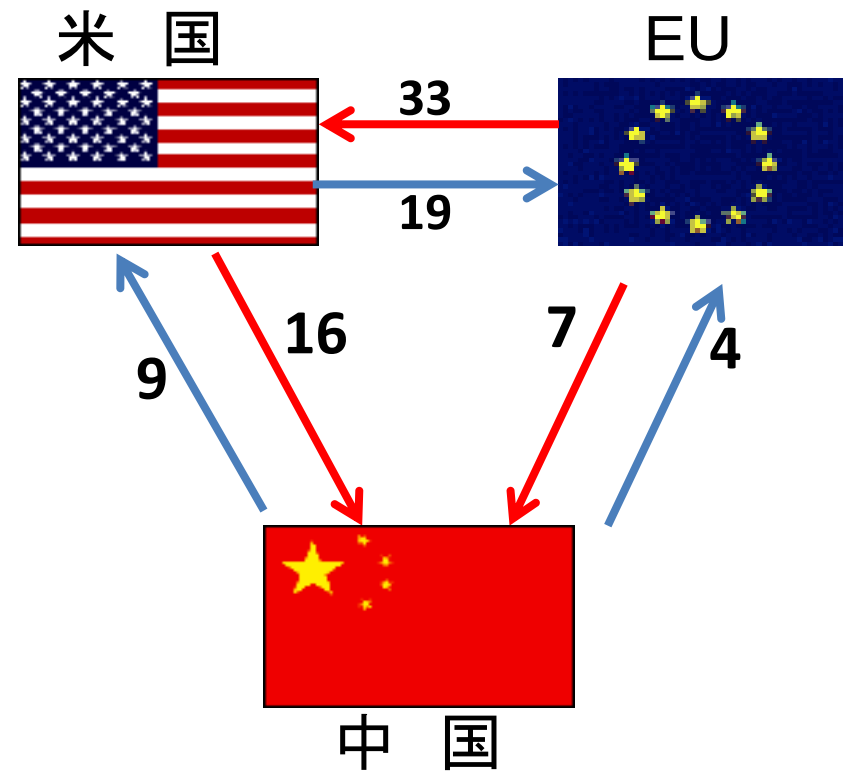


2014年9月、アゼベドWTO事務局長が、「紛争処理制度の成功と挑戦」と題するステートメントを実施。

<仮訳>

- WTO紛争処理制度が成功であることについては疑いがなく、この制度が始まって以来20年間にわたり、482件の協議要請が行われてきた。
- 全加盟国の3分の2が何らかの形で同制度に参加しており、地域貿易協定(RTA)の数が増加してきたにもかかわらず、依然として紛争処理制度には高い需要がある。
- WTO紛争処理制度は全加盟国に多大なる貢献をしてきている。

米・EU・中相互のWTO付託案件



9. 不公正貿易報告書・経済産業省の取組方針

- WTO協定をはじめとする国際貿易ルールに不整合な主要貿易相手国の貿易政策・措置を分析。その改善を促すことを目的とした年次報告書。1992年以来毎年公表、2015年版は24回目。
- 経済産業省としての、国際経済紛争案件の棚卸し・優先順位付けとなる。また、企業が通商ルールや紛争処理手続、国の優先案件を理解する助けとなる。
- 通商に関する専門家で構成される不公正貿易政策・措置調査小委員会（産業構造審議会）によって作成され、経済産業大臣に提出される（2015年版は5月27日に公表）

不公正貿易報告書の役割

主要国の貿易政策・措置について、WTO協定等の国際ルールに基づき問題点を分析。

ホームページで報告書とその英訳を公表すると共に、英訳版を各国政府に送付。

- 各国に対して自主的な改善を促す。
- 問題措置の是正に向けて各国政府の注意を向けさせる効果を有する。

2015年版のポイント

- 対日貿易額が多いなどの18ヶ国・地域を対象として調査し、合計132の政策・措置について問題を指摘。



経済産業省の取組方針

- 不公正貿易報告書の公表と合わせ、解決すべき優先度が高い各国の貿易措置・政策についての取組方針を公表（14件）。

1. WTO紛争解決手続の開始も視野に二国間・多国間協議を通じて問題解決を図るもの

- 中国：銀行業IT機器セキュリティ規制の是正（新規）
- インドネシア：鉱物資源輸出制限措置の是正、新産業法・新通商法及び関連規制のWTO整合的な実施の確保
- ロシア：混合税（従価税と従量税の組合せ）課税等による関税の譲許率違反
- ブラジル：工業品税その他各種税制の内外差別的な制度・運用の是正

2. WTO紛争解決手続を開始したもの

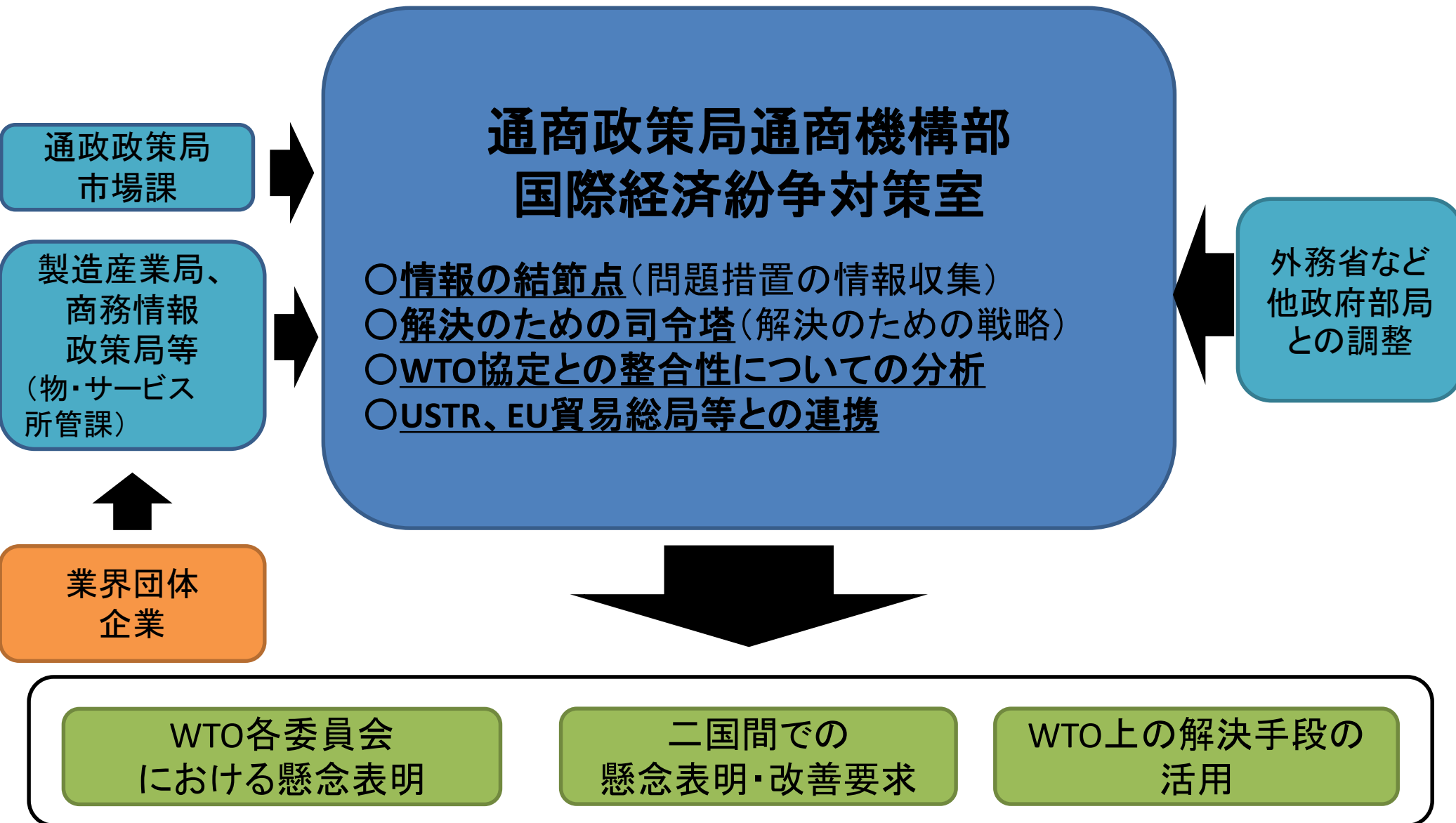
- 中国：日本産高性能ステンレス継目無鋼管に対するAD課税措置の是正
- ウクライナ：乗用車に対するセーフガード措置の是正

3. WTO勧告の早期履行を求めているもの

- 中国：原材料（レアアース等）輸出規制措置の是正
- 米国：ゼロイングの確実な廃止
- アルゼンチン：幅広い品目に対する輸入制限措置の是正

など

10. WTOの下での経済産業省の紛争処理体制



1. WTO紛争解決手続き(DS)について
2. 主な個別紛争事案



取組状況

2015年9月、WTO紛争解決手続きに基づきパネル設置要請を実施。今後、当該紛争解決手続きの枠組みの下で、措置の是正・撤廃を求めていく。

措置の概要

①自動車政策(イノバール・アウト)

2011年9月、自動車に対する工業品税の税率を30%引き上げ、2012年10月、自動車メーカーに対して、ブラジル国内での一定の製造工程の実施等を要件として、自動車の製造に使用されたローカルコンテンツの比率等に応じて、工業品税(連邦税)の減税。

②情報通信分野の税制恩典

情報通信機器(電気・電子、半導体、テレビ等)の生産に関し、ブラジル国内での生産・投資、ローカルコンテンツの使用を紐付けるような各種連邦税の減免。

③輸出企業に対する税制恩典

一定割合の輸出を行う認定企業に対して、機械、装置、原材料の購入等に係る各種連邦税の減免。

経緯

- 2012年5月・11月、経済産業大臣よりブラジル開発商工大臣に対し、WTO協定への抵触の可能性を指摘。
 - 2012年11月の日伯貿易投資促進合同委員会、2013年10月、2014年9月の日伯貿易投資促進・産業協力合同委員会において懸念を表明。
 - 2012年11月以降、WTO物品理事会及びTRIMS委員会において、米EU等とともに繰り返し懸念を表明。
 - 2015年7月、WTO協定上の二国間協議要請を実施し、同年9月に協議を実施。同月、パネル設置要請を行い、パネル設置。
- ※EUは、2013年12月、ブラジルに対し、協議要請。2014年10月パネル設置を要請し、同年12月、パネル設置(我が国は、第三国参加)。



取組状況

2015年10月、我が国の主張を全面的に認め、中国の措置のWTO協定違反を認める上級委報告書が公表。今後、中国に対し速やかな措置の是正を求めていく。

措置の概要

- ◆ 2012年11月8日、中国商務部は、日本及びEU製の高性能ステンレス継目無鋼管に対するアンチダンピング（AD）調査について、AD課税を行う最終決定を公告（今後、5年間AD税を賦課）。
- ◆ 本件AD措置は、日本の輸出製品のほとんど全ては、石炭火力発電所の超々臨界圧ボイラ等を使用される高付加価値特殊鋼で、中国内にほとんど競合品は存在せず、中国産業への損害はないにもかかわらず損害を認定するなど損害・因果関係の認定に誤りがあるほか、情報開示が不十分など調査手続に瑕疵があるため、WTO・AD協定に違反。

経緯

- 2011年 9月 8日：中国商務部がAD調査開始を公告。
- 2012年11月 8日：商務部が最終決定を公告。
12月20日：日本政府から中国政府に対し、WTO二国間協議の実施を要請。
- 2013年 1月31日～2月1日：二国間協議を実施（東京）（EUは、第三国参加）。
4月11日：日本はWTOに対しパネル設置を要請。5月パネル設置。
8月16日：EUがパネル設置要請し、同月パネル設置。その後、日本の手続と統合された。
- 2015年 2月13日：損害・因果関係認定（AD協定3.5条）や手続に関し、中国の違反を認めるパネル報告書が加盟国へ配布。
- 2015年 5月20日：日本は、損害・因果関係認定に関するパネルの判断の確認を求めるとともに、同様の論点について中国による追加的な違反（AD協定3.2条及び3.4条）の認定を求め、上訴。中国も、協定違反とされた点について上訴。
- 2015年 10月14日 日本主張を全面的に認める上級委報告書が加盟国配布。

上級委の判断

- 損害及び因果関係について
 - ・ダンピング輸出による中国国内産業への損害・因果関係の認定に際し、日本からの輸出品と国内産品とでは性能・グレード・用途に違いがあるにもかかわらず、そうした差異を適切に考慮していない点等でAD協定3.5条に整合しないとのパネルの判断を支持。
 - ・ダンピング輸出によって生じる中国の国内価格への影響（AD協定3.2条）、中国国内産業の状態への影響（同3.4条）の検討に際しても、上記性能・グレード・用途の差異を考慮する必要があるところ、中国はこれらの検討を怠った点でAD協定3.2条及び3.4条に違反。
- 手続面について
 - ・本件措置は、秘密情報の取扱いに不備があり、アンチダンピング協定に整合しないとのパネルの判断を支持（中国の上訴を排斥）。



取組方針

資源ナショナリズム的動向は、中長期的には他国に波及することも懸念。引き続き、二国間協議やWTOの枠組みを活用して、強く改善・是正を働きかける。

措置の概要

- ◆ 2008年12月鉱業法の改正（新鉱業法）が国会で可決され、2009年1月に大統領の署名を経て公布された。
 - ①高付加価値化・国内精錬義務
インドネシアで採掘したニッケルや銅などの鉱物は、インドネシア国内で精錬・精製を行うことを義務づけ、2014年1月以降未精錬鉱石の輸出を禁止。
 - ②輸出税・輸出許可制
銅精鉱やスライム（副産物）については2017年1月まで輸出禁止が延期されたが、その間輸出許可制（製錬所建設のコミットメント等の条件を満たす必要がある）が採られ、かつ銅精銅に対しては輸出税（最大60%まで逡増）が賦課される。
 - ③国内供給優先義務
生産販売量の一定割合を国内で販売することを義務づけ。
- ◆ 新鉱業法に基づく未加工鉱石の輸出制限措置は、GATT第11条1（数量制限の一般的廃止）に違反する可能性がある。

対応状況

- 高付加価値化義務及び未精錬鉱石の輸出禁止について、2011年以降、インドネシア政府に対して、WTO物品理事会、TRIMs委員会等のWTOの各委員会等の場において、米国やEUと連携して継続的に措置の是正を要請。
- 二国間でも、インドネシアの新政権発足（2014年10月）以降も含めて、累次にわたる事務レベルの働きかけに加えて、首脳レベル、閣僚レベル等ハイレベルの働きかけを継続的に実施し、当該規制の再考を要請。

取組方針

新通商法・新産業法ともに詳細を細則に委ねているため、今後、細則の制定状況を注視し、既存の関連措置にも留意して、WTO整合的な実施を二国間協議やWTO各委員会等の場で働きかける。

新産業法・新通商法の概要

（新産業法）

2013年12月、国会で可決。効率的な資源利用、産業構造強化等を目的とし、国家産業政策、産業資源開発、産業振興策等について規定。天然資源の輸出禁止・制約及び国内供給確保措置、国内産品の使用義務づけ、国内産業に対する資金援助の実施等を規定。

（新通商法）

2014年2月、国会で可決。各種通商関連規制を包括的に規律し、政府の貿易関連権限を強化。国内産品使用義務付け、国家規格の義務付け、労働者の適格性基準等に関する規定がある。その他にも、ラベリング規制、輸出入一般に対するライセンス制度、（天然資源に限定されない）輸出入の禁止・制限、一定の物品の量や価格の統制、国際貿易協定の見直し等を規定。

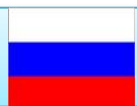
◆ 新産業法・新通商法ともに、WTO協定との整合性について疑義のある条文が見受けられるところ、両法律はほぼ全ての条文において詳細は細則に委ねられていることから、今後の細則の制定状況に注意していく。

両法と関連する可能性のあるインドネシアのWTO非整合的な既存措置

- ◆ ショッピングセンター等に対するローカルコンテンツ要求（取扱物品の数量・種類の80%以上を国産品とすることを義務づけ）
- ◆ その他：ラベリング規制、中古品の輸入禁止 等

対応状況

- 二国間協議に加えて、WTO物品理事会やTRIMs委員会等において、米国やEUと連携して、新産業法・新通商法、ショッピングセンター等に対するローカルコンテンツ要求等について、累次にわたり懸念を表明。



取組方針

今後、パネル手続に第三国参加し、是正を求めていく。

措置の概要

- ◆ 2012年8月、ロシアはWTOに加盟し、GATT第2条により、譲許税率を超える関税を課さない義務を負っている。
- ◆ しかし、実行税率が譲許税率を超えているケース（チーズ、紙パルプ、中古車など約200品目）があり、一部品目について日本企業に多額の過払いが発生。具体的には、ロシアの実行税率は、「20%ただし容量1リットルあたり0.24ユーロを下回らない」との但し書きが付いており、冷蔵庫の価格と容量によっては譲許税率を超える関税が課され、輸入者（日系現地法人）に多額の過払いが発生。
- ◆ なお、実行税率は年々、引き下げられているが、依然として過払いが発生。
- ◆ 譲許税率より高い関税を課しており、本措置は、GATT第2条（譲許表）に違反する可能性がある。

（例）容量340リットル超の大型冷蔵庫

ロシアのWTO譲許税率と実行税率は、下記のとおり。

	2012年8月～	2013年9月～	2014年9月～	2015年9月～	2016年9月～
譲許税率	20%	18.3%	16.7%	15%	13.6%
実行税率	20% <u>ただし容量1リットルあたり0.24ユーロを下回らない</u>	18.3% <u>ただし容量1リットルあたり0.16ユーロを下回らない</u>	16.7% <u>ただし容量1リットあたり0.13ユーロを下回らない</u>	15.0% <u>ただし容量1リットあたり0.13ユーロを下回らない</u>	

対応状況

- WTO物品理事会や2013年4月の日露政府間委員会貿易投資分科会議長間会合等で問題提起。また、2013年8月のロシアとの二国間協議で、経済産業大臣からロシア経済発展大臣に対し、即時の措置是正を求めた。
- 2013年9月及び10月、及び2014年9月に行われた実行税率の引下げにより、被害額は緩和されたものの、依然として一部譲許税率違反が残っていたことから、EUが2015年2月にパネル設置を要請、同年3月にパネルが設置された（我が国は、第三国参加）。

取組状況

2015年6月、日本側の主張を認める内容のパネル報告書が公表。ウクライナは、同年9月末日、セーフガード措置を撤廃。

措置の概要

- ◆ 2011年7月、ウクライナ政府が乗用車に対するSG調査を開始。2012年4月、ウクライナ政府が調査結果報告書を提示(追加税率は、排気量1000cc超-1500cc以下:6.46%、排気量1500cc超-2200cc以下:15.1%)し、ウクライナ貿易委員会がSG措置発動を決定。
- ◆ 2013年3月、措置発動を公告。公告日(3月14日)から30日後に発効(3年間有効)。追加税率は、排気量1000-1500cc:6.46%、排気量1500-2200cc:12.95%となり、日本からの輸出分だけで年間約19.4億円の追加関税が賦課されることが見込まれた。同年4月14日、措置発動。

パネル報告書の概要

■ SG措置の発動要件について

- ✓ ウクライナは、「事情の予見されなかった発展」及び「GATT上の義務の効果」に対し適切な決定を行わなかったことから、GATT第19条1項(a)に整合的でない。
- ✓ ウクライナの措置は、(1)「輸入の増加」に対する適切な決定がなされておらず、(2)国内産業に対する「重大な損害のおそれ」について適切な決定がなされていないことに加えて、(3)輸入増加と国内産業に対する重大な損害との間の因果関係の立証や適切な不帰責要因分析を実施していないため、SG協定に整合的でない。

■ 手続面について

本件措置は、手続面でも、公表義務、通報義務及び事前協議の提供などに不備があり、アンチダンピング協定に整合しない。

経緯

- 2011年10月、2012年4月 WTO・SG委員会で問題提起
- 2012年6月、製造産業局長から経済発展・貿易大臣に措置の中止を求めるレター発出
- 2013年3月、WTO・物品理事会において問題提起
- 2013年4月、SG協定に基づく協議を要請(EU、ロシア、トルコ、韓国も同様に要請) WTO・SG委員会で問題提起
- 2013年6月、経産副大臣が環境エネルギー大臣に撤回を要請

- 2013年7月、WTO・物品理事会において問題提起
- 2013年8月、外務大臣がウクライナ外務大臣に措置の撤回を要請
- 2013年10月、ウクライナに対してWTO協議要請
- 2014年2月、WTOパネル設置要請
- 2014年3月、WTOパネルの設置
- 2015年6月、日本側の主張を認めるパネル最終報告書が公表
- 2015年7月、パネル最終報告書をDSBで採択。
- 2015年9月末、ウクライナはSG措置を撤廃。



中国：レアアース等の輸出制限措置

履行監視

成果ポイント

2014年8月、日本、米国、EUの主張を全面的に認める内容の上級委最終報告書が公表。中国による履行状況を注視。

措置の概要

- ◆ 中国は1999年以降、重要戦略的資源であるレアアース、タングステン、モリブデンにつき、順次輸出数量制限を導入。また、2006年以降、輸出税を賦課（最大25%）。
- ◆ 2010年7月に、中国商務部は2010年下半期のレアアース輸出枠を大幅に削減。また、同年9月以降、中国から日本へのレアアース輸出が停滞。
- ◆ 中国によるレアアース等に対する輸出規制の導入は、GATT及び中国加盟議定書等に違反する。

経緯

- 2010年以降、閣僚級等ハイレベルで二国間外交協議を累次にわたり実施。
- 2012年3月、レアアース、タングステン、モリブデンの3品目について、米国・EUとともにWTO協定に基づく協議を要請。
- 2012年6月、米国・EUとパネルの設置を要請、同年7月、パネル設置。
- 2014年3月、パネル最終報告書が公表。2014年4月、中国及び米国が上訴。
- 2014年8月、上級委最終報告書が公表され、日米欧の主張を全面的に認め、中国の輸出規制措置はGATT及び中国加盟議定書に違反するとした。
- 2014年12月、措置是正に関する履行期限を2015年5月2日とすることで、日米欧と中国が合意。
- 2015年1月、レアアース、タングステン、モリブデンに対する輸出数量制限を撤廃。
- 2015年5月、レアアース、タングステン、モリブデンに対する輸出税賦課を撤廃。

上級委及びパネル報告書の概要

● 輸出税について

中国の輸出税は、中国加盟議定書11条3項に規定される輸出税の賦課禁止に抵触する。中国は、中国加盟議定書11条3項との関係ではGATT20条（正当化事由）を援用することはできない。仮に援用できたとしても、中国の輸出税はGATT20条（b）項に規定される環境保護のために必要な措置とはいえず、正当化されない。

● 輸出数量制限について

中国の輸出数量制限はGATT11条1項に規定される数量制限の禁止に抵触する。当該輸出数量制限は、GATT20条（g）項に規定される有限天然資源の保全に関する措置とはいえず、正当化されない。

● 貿易権の制限について

中国の最低資本金及び輸出実績要求といった貿易権の制限は、中国加盟議定書5条1項及び作業部会報告書83条、84条に規定される貿易権の制限の禁止に抵触する。当該貿易権の制限は、GATT20条（g）項に規定される有限天然資源の保全に関する措置とはいえず、正当化されない。



アルゼンチン：輸入制限措置

履行監視

成果ポイント

2015年1月、日本、米国、EUの主張を全面的に認める内容の上級委最終報告書が公表。アルゼンチンによる履行を注視。

措置の概要

- ◆ 2008年に発生した世界金融危機後に、アルゼンチンは輸入許可制度を導入(400品目(HSベース)を対象)。
- ◆ 2011年2月、対象品目を600品目に拡大。輸入許可発給には、100日以上を要するケースが多くあり、我が国企業の同国への輸出が遅延(自動車、自動車部品、バイク、携帯電話、PC、タイヤ等の輸出に影響)。
- ◆ さらに、輸入事業者に対して、輸出入均衡要求(1ドルの輸入の条件として、1ドルの輸出を求める措置であり明文の法令に基づかない口頭の指導を通じて実施)及び事前宣誓供述制度(輸入事業者に対して輸入手続着手前に輸入品目・数量・金額等の指定事項の申告と事前承認の取得を求める措置)を導入し、輸入を制限。
- ◆ アルゼンチンは2013年1月に輸入許可制度を撤廃したが、その他の措置(輸出入均衡要求及び事前宣誓供述制度)は存続。

経緯

- 2009年以降、WTO物品理事会・輸入ライセンス委員会における懸念表明、二国間ではハイレベルからの申入れを継続。
- 2012年5月、EUが、続いて同年8月、日・米・メキシコが、WTO協定に基づく協議を要請。
- 2012年12月、日・米・EUがパネル設置要請。2013年1月、パネル設置。
- 2014年8月、日・米・EUの主張を全面的に認めるパネル最終報告書が公表。
- 2014年9月、アルゼンチンが上訴。10月、日・EUが反上訴。
- 2015年1月、上級委最終報告書が公表され、パネル最終報告書を支持し、アルゼンチンの輸入制限措置(輸出入均衡要求及び事前宣誓供述制度)について、いずれもGATT11条1項(数量制限の一般的廃止)に整合しないとした。

上級委及びパネル報告書の概要

● 輸出入均衡要求について

口頭の指導によって実施されている明文のない措置であるが、政府発表文書や企業の提出した宣誓供述書等の各種証拠資料によれば、輸入の抑制や貿易赤字の削減を目的とするアルゼンチンの政策に基づいて輸出入均衡要求を課すという、組織的・継続的に適用される措置が存在することが認められる。輸出入均衡要求に応じることが輸入の条件となっている点及び明文がなく透明性や予測可能性に欠ける点で、輸入を制限する措置であり、GATT11条1項に整合しない。

● 事前宣誓供述制度について

事前承認の取得が輸入の条件となっている点や、事前宣誓供述制度に参加し承認プロセスを停止・遅延しうる行政当局の範囲やその裁量行使基準が不明確である点で、輸入を制限する措置であり、GATT11条1項に整合しない。



成果ポイント

- 2012年2月、日米間で覚書に合意。米国はゼロイング廃止に向けて商務省規則を改正。
- 2014年3月、米国は、日本製ボール・ベアリングに対するアンチ・ダンピング課税を廃止。

措置の概要

- ◆ 米国は、「ゼロイング」という不当な計算方法で外国企業のダンピング輸出を認定し、アンチ・ダンピング税を課税。
- ◆ 日本のベアリング業界は、1989年よりゼロイングに基づく不当なAD税が課せられていた。年間対米輸出約116億円について、AD税を年間10億円過剰支払い。

経緯

1. これまでの経緯

- 2004年11月、米国に対してWTO協議要請。
- 2007年1月、上級委員会はゼロイングがWTO協定違反であると認定し、米国に対しゼロイング廃止を勧告。
- 2009年8月、上級委員会は、米国がWTO勧告の履行期限後も勧告を履行していないと決定。
- 2012年2月、日米間で紛争解決に向けた覚書に合意。覚書に基づき、米国はゼロイング廃止に向けて商務省規則を改正。

2. 今後の課題

米国は、近年、AD協定第2.4.2条後段のいわゆるターゲット・ダンピングの規定においては、ゼロイングが許されるとの独自の解釈に基づき本規定を積極的に適用しており、ターゲットダンピングが上記ゼロイング方式を代替するおそれがある。既に韓国及び中国がターゲット・ダンピング認定に際してゼロイングが用いられているとして、自国製品に対するAD措置をWTO紛争解決手続に付託している(米国-韓国製大型住居用洗濯機AD(DS464)及び米国-中国製品AD(DS471))。我が国は、これらの案件に第三国として参加しているほか、引き続き日本製品に対するターゲット・ダンピング認定の有無及びその協定整合性を注視していく。



1. バード修正条項とは

- 2000年に成立したバード修正条項は、外国企業から徴収したアンチ・ダンピング税等を米国企業に「山分け」する米国の国内法。
- 「山分け」の対象製品：ベアリング、鉄鋼製品、産業用ベルト等
- 2003年にWTO協定違反が確定。2006年に同条項は廃止されたが、経過措置規定により、2007年10月1日以前に通関された製品の輸入から徴収した税については、現在でも「山分け」が続いている状況^(注1)。

(注1) 税率及び分配適格にかかる米国内の裁判手続きのため、通関から「山分け」までに数年を要する場合がある。

2. 我が国の対応

- 我が国は、2005年より対抗措置(※)を発動。
「山分け」が続く限り、WTO違反の状態は解消しないことから、毎年の政令改正にて対抗措置を継続してきた^(注2)。
- ただし、2014年以降は、米国による我が国関連品目の分配額が僅少であったため、対抗措置は「発動しないが権利は留保する」との対応となっている。
- 今後とも、直近年の米国による分配額を踏まえ、対抗措置内容の検討を実施。



(故バード上院議員)

(※) WTOの仲裁により、対抗措置の上限額は、前年度の分配額×0.72とされている。

(注2) EUも同様に対抗措置を発動中。